

6 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、都民からの請求に基づいて、監査委員が監査を行う制度も定めています。それが住民監査請求です。

1 制度について

都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、損害を補填するために必要な措置を請求できる制度です。

対象

都の財務会計上の行為

具体的には、以下のとおりです。

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

請求期間

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。
- ⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

住民監査請求の対象となる行為や請求できる期間などは、地方自治法で定められています。

【主な要件】

- 都の財務会計上の行為であるか
- 請求期間内の請求か
- 請求人が東京都内に住所を有しているか
- など

監査結果

監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

2 平成28年の監査結果

請求件数

29件

監査実施件数

6件（審査要件を備えているもの）

勧告件数

1件

知事専用車の使用を違法・不当とし、その使用に要した経費の返還を求めた請求1件について、13年ぶりとなる請求認容・勧告を行いました



■ 住民監査請求の主な事務の流れ

